



第16回 定時株主総会 招集ご通知

- **開催日時**
平成30年6月29日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）
- **開催場所**
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー
「ベルサール東京日本橋」
地下2階イベントホール
- **決議事項**
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件

CONTENTS

第16回定時株主総会招集ご通知 1

[添付書類]

株主総会参考書類.....	3
事業報告.....	10
連結計算書類.....	36
計算書類.....	38
監査報告書.....	40

議決権行使期限

平成30年6月28日（木曜日）
午後5時35分まで

株式会社 **J-オイルミルズ**

証券コード：2613

(証券コード 2613)
平成30年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区明石町8番1号
株式会社J-オイルミルズ
代表取締役社長執行役員 八馬 史尚

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成30年6月28日（木）午後5時35分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月29日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
「ベルサール東京日本橋」 地下2階 イベントホール
3. 目的事項
報告事項

第16期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://ir.j-oil.com>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://ir.j-oil.com>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分ににつきましては、次のとおり期末配当を実施いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

株主の皆様への安定した利益還元の維持と企業体質の強化や今後の積極的な事業展開に必要な内部留保の確保等を勘案し、次のとおり1株につき45円とさせていただきたいと存じます。

なお、これにより、中間配当額1株につき45円と合わせて、当期の年間配当額は1株につき90円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金45円
配当総額 750,305,745円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年7月2日(月)

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当社は、取締役会は業務執行の監督と重要な意思決定をするために多様な知識、多様な経験、多様かつ高度な能力をもったメンバーで構成されることが必要であると考えており、知識・経験・能力のバランス、多様性、規模を議論した上で取締役候補者を選任しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

はちうま ふみなお
八馬 史尚



昭和34年
12月8日生

再任

● 所有する当社の株式の数

2,300株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年 4月 味の素株式会社入社
平成10年 7月 インドネシア味の素販売株式会社代表取締役社長
平成20年 7月 アメリカ味の素株式会社取締役副社長
平成21年 7月 味の素株式会社食品カンパニー加工食品部長
平成23年 7月 同社食品事業本部外食デリカ事業部長
平成25年 6月 同社執行役員
平成27年 6月 同社常務執行役員
平成27年 6月 当社代表取締役社長
平成28年 6月 当社代表取締役社長執行役員（現任）

選任理由

味の素株式会社およびそのグループ会社において、海外事業も含めた幅広い分野の経営に携わるなど豊富な経験と実績を有しております。当社代表取締役社長に就任して以降、強いリーダーシップのもと、コーポレートガバナンス強化に向けた取締役会改革や、企業価値向上に向けた経営改革を推進してまいりました。以上により、引き続き取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

2

ぜんとう かつお
善当 勝夫



昭和32年
11月29日生

再任

● 所有する当社の株式の数

2,400株

候補者
番号

3

こんどう くにしこ
近藤 邦彦



昭和32年
4月18日生

再任

● 所有する当社の株式の数

1,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年4月 味の素株式会社入社
平成12年7月 同社油脂部部长
平成15年6月 味の素製油株式会社取締役
平成17年6月 当社執行役員
平成19年6月 当社常務執行役員
平成23年6月 当社取締役（現任）
平成27年6月 当社専務執行役員（現任）
平成28年7月 当社営業本部長（現任）

選任理由

味の素株式会社および当社において長く油脂営業に携わり、営業本部長として、当社の販売部門を牽引してまいりました。以上のように、営業を始めとする豊富な経験・実績により、引き続き取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、取締役候補者としたものであります。

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年4月 豊年製油株式会社入社
平成15年1月 同社化工品本部化成成品営業部長
平成16年7月 株式会社J-ケミカル取締役
平成18年6月 株式会社ユタカケミカル取締役（現任）
平成19年6月 株式会社J-ケミカル代表取締役社長（現任）
平成28年6月 当社取締役（現任）
平成28年6月 当社常務執行役員（現任）

選任理由

当社グループのケミカル事業の営業に長く携わり、平成19年6月に株式会社J-ケミカル代表取締役社長に就任し、当社グループの連結業績に貢献してまいりました。以上により、引き続き取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 **4** まつもと えいぞう
松本 英三



昭和36年
1月25日生

再任

● 所有する当社の株式の数

100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和61年 4月 味の素株式会社入社
平成23年 7月 同社バイオファイン研究所プロセス工業化研究室長
平成27年 4月 内閣府大臣官房審議官(科学技術・イノベーション担当)
平成29年 6月 当社顧問
平成29年 6月 当社取締役(現任)
平成29年 6月 当社常務執行役員(現任)

選任理由

味の素株式会社において食品素材・医薬品素材等の工業化研究に携わり、平成27年から約2年間は内閣府大臣官房審議官として職責を全うするなど、幅広い素材の工業化研究全般に関する豊富な経験と深い見識を有しております。以上により、引き続き取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 **5** たつみ けんいち
立見 健一



昭和35年
11月11日生

再任

● 所有する当社の株式の数

3,300株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和59年 4月 豊年製油株式会社入社
平成20年 6月 当社経理部長
平成20年 6月 当社執行役員(現任)
平成28年 6月 当社取締役(現任)
平成28年 6月 当社企業行動委員会委員長(現任)
平成28年 7月 当社コーポレート本部長(現任)

選任理由

平成20年6月より経理部長に就任するなど当社グループにおいて長く経理・財務部門に携わり、その他にも、中期経営計画の策定や広くグループ全体の内部統制の推進に寄与してまいりました。以上により、引き続き取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

6

とちお まさや
栃尾 雅也



昭和34年
8月8日生

再任
社外

- 社外取締役在任期間（本總會終結時）
2年
- 所有する当社の株式の数
—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年4月 味の素株式会社入社
平成19年7月 同社食品カンパニー海外食品部長
平成23年6月 同社執行役員経営企画部長
平成25年6月 同社取締役常務執行役員
平成28年6月 当社社外取締役（現任）
平成29年6月 味の素株式会社取締役専務執行役員（現任）

選任理由

味の素株式会社において、海外も含めた食品事業に携わり、現在は同社の取締役として、広く食品事業および会社経営全般に関わる豊富な経験と見識を有しております。以上により、引き続き取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、社外取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

7

いまい やすひろ
今井 靖容



昭和27年
4月11日生

再任
社外
独立

- 社外取締役在任期間（本總會終結時）
3年
- 所有する当社の株式の数
—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和52年11月 監査法人太田哲三事務所（現新日本有限責任監査法人）入所
平成13年5月 同法人代表社員
平成25年7月 公認会計士今井靖容事務所代表（現任）
平成27年6月 株式会社三栄コーポレーション社外取締役（監査等委員）
（現任）
平成27年6月 当社社外取締役（現任）

選任理由

当社取締役就任以前は会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての専門的な知識と監査業務の豊富な経験を有しております。以上により、引き続き取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、社外取締役候補者としたものであります。

候補者番号 **8** しんたく ゆうたろう
新宅 祐太郎



昭和30年
9月19日生

再任
社外
独立

- 社外取締役在任期間（本総会最終時）
1年
- 所有する当社の株式の数
—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年 4月 東亜燃料工業株式会社（現JXTGエネルギー株式会社）入社
平成11年 1月 テルモ株式会社入社
平成22年 6月 同社代表取締役社長
平成29年 6月 同社顧問（現任）
平成29年 6月 参天製薬株式会社社外取締役（現任）
平成29年 6月 当社社外取締役（現任）
平成30年 3月 株式会社クボタ社外取締役（現任）
平成30年 4月 一橋大学大学院経営管理研究科客員教授（現任）

選任理由

テルモ株式会社の代表取締役社長として長く会社経営を担い、会社経営に関わる豊富な経験と見識を有しております。以上により、引き続き取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、社外取締役候補者としたものであります。

候補者番号 **9** えんどう よういちろう
遠藤 陽一郎



昭和40年
5月25日生

新任
社外

- 社外取締役在任期間（本総会最終時）
—
- 所有する当社の株式の数
—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和63年 4月 三井物産株式会社入社
平成 8年 7月 米国三井物産株式会社ニューヨーク本店
Corporate Development Dept.ゼネラル・マネジャー
平成13年 4月 Mitsui&Co.Venture Partners CEO&マネージング・パートナー
平成16年 7月 三井物産株式会社企業投資開発部投資事業室長
平成19年 9月 三井物産企業投資株式会社代表取締役社長
平成29年 4月 三井物産株式会社食料本部油脂・主食事業部長（現任）

選任理由

三井物産株式会社において、海外および食品等の事業に携わり、広く食品事業および海外事業に関わる豊富な経験と見識を有しております。以上により、取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、社外取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 栃尾雅也、今井靖容、新宅祐太郎および遠藤陽一郎の4氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 今井靖容および新宅祐太郎の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

4. 当社は、今井靖容および新宅祐太郎の両氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第29条の定めに基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を法令の定める最低限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、同契約を継続する予定であります。

柄尾雅也および遠藤陽一郎の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第29条の定めに基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を法令の定める最低限度額まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境が改善し設備投資の緩やかな増加、個人消費の持ち直しの動きが見られ、景気全体としては緩やかな回復基調が続いております。一方で消費者物価上昇率に見られるとおり、デフレからの脱却にはまだ時間がかかると予想されます。

製油事業は、原料相場と為替変動の影響から厳しい環境下での難しい経営のかじ取りを求められました。大豆相場は南米産地の天候懸念や米国産大豆の需給緩和予想等が影響する中、1ブッシェル当たり9米ドル後半まで推移し、期末にかけて10米ドル台まで上昇したものの、前年同期と比較して低位での推移となりました。菜種相場は高温乾燥等の天候不順やシカゴ大豆相場の影響を受けた事から、1トン当たり500加ドルを挟む動きとなり、前年同期と比較して高位での推移となりました。また、為替相場は米国の利上げ予想等から110～115円台の円安水準での動きとなり、2月以降で円高に戻る局面もありましたが、前年同期と比較して円安での推移となりました。

このような状況下において当社は、第五期中期経営計画の成長戦略である油脂・育成領域での高付加価値品の販売に注力するとともに、更なるコストダウン等を進め、各事業において収益基盤の強化に努めました。しかしながら、原料・為替および物流費、燃料費や資材費、人件費等によるコスト上昇に対して、油脂価格の改定に取り組み一定の成果は得られたものの、目指す水準までには至りませんでした。また、ミール価格は通常原料相場の動きに相関しますが、大豆ミール相場の影響を受けた菜種ミールは、菜種原料程には上昇せず油脂のコストアップ要因となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高1,833億61百万円（前期比1.7%増）、営業利益40億5百万円（前期比26.8%減）、経常利益51億37百万円（前期比11.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益41億27百万円（前期比26.6%増）となりました。

当事業年度における部門別の概況は、次のとおりであります。

(製油事業)

油脂部門においては、原料・為替および物流費等のコストが上昇する中、前年下期から取り組んだ油脂価格の改定について、8月に再度価格改定を発表し取り組みは進捗しているものの、目標水準まで浸透するには至りませんでした。家庭用油脂はテレビCMと併せた店頭プロモーション強化を行ったオリーブオイルの売上高が前年同期を上回り堅調に推移しました。業務用油脂は高付加価値領域の「TEE UP[®]製法」による長持ち機能を更に強化した「長調得徳[®]」シリーズのリニューアルを行うと共に、風味油「Savor Up」シリーズを調味油「J-OILPRO[®]」にリブランドし、新製品として花椒油、グリンオイルを発売致しました。この結果、油脂部門全体の売上高は前年同期をわずかに上回りました。

マーガリン部門においては、家庭用では市場の低迷が続く中、平成29年春発売の「ラーマ[®]ベーシック」等の拡販に努めましたが、売上高は前年同期を下回りました。業務用では「グランマスター[®]」シリーズを中心とした高付加価値品の拡販に努め、売上高は前年同期をわずかに上回りました。

油糧部門においては、油糧製品の主たる需要先である配混合飼料の生産量が前年同期と同程度となりました。当社におきましては、大豆ミールは拡販に努めたことにより売上高は前年同期を上回りました。一方、菜種ミールは国内需給を背景に売上高は前年同期をわずかに下回りました。この結果、油糧部門全体の売上高は前年同期を上回りました。

(その他)

スターチ部門においては、油脂との組み合わせ等のソリューション提案の強化により、高付加価値の食品加工澱粉が外食・中食・加工食品向けに多数採用されております。また、レジスタントスターチを豊富に含む澱粉「アミロファイバー[®]」は低糖質素材として採用に向けた動きが広がっております。この結果、スターチ部門全体の売上高は前年同期をやや上回りました。

健康食品・ファイン部門においては、SOYシート事業は米国の現地需要が堅調であったことにより、売上高は好調に推移しました。ファイン事業はビタミンK2の国内採用実績が増えたものの米国への輸出減少により、売上高は前年同期をやや下回りました。なお、前期における戦略見直しに伴うコスト負担が減少した影響により、前年同期と比較して増益となりました。また、健康食品事業は構造改革の一環として効率化を推進しましたが、平成30年6月をもって事業から撤退することと致しました。

ケミカル部門においては、主たる需要家である木質建材産業における新設住宅着工戸数が前年同期をわずかに下回りました。原料価格は引き続き高値での推移となり、このような状況下において、木質建材用接着剤の価格改定を実施するとともに販売数量の維持に努めた結果、売上高は前年同期を上回りました。

売上高内訳

		金額	比率
売上高	製油事業	百万円 166,620	% 90.9
	その他	16,741	9.1
計		百万円 183,361	% 100.0

(2) 資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

① 資金調達

第1回無担保社債の償還資金に充当するため、平成29年5月に第2回無担保社債120億円を発行しております。

② 設備投資

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は、5,444百万円で、主なものは各工場での生産設備の更新・増強工事等であります。

なお、新設した倉敷工場（岡山県倉敷市）は平成29年6月に稼働しております。

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

当事業年度において、該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

当事業年度において、該当事項はありません。

⑤ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

当事業年度において、該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当事業年度において、該当事項はありません。

(3) 財産および損益の状況の推移

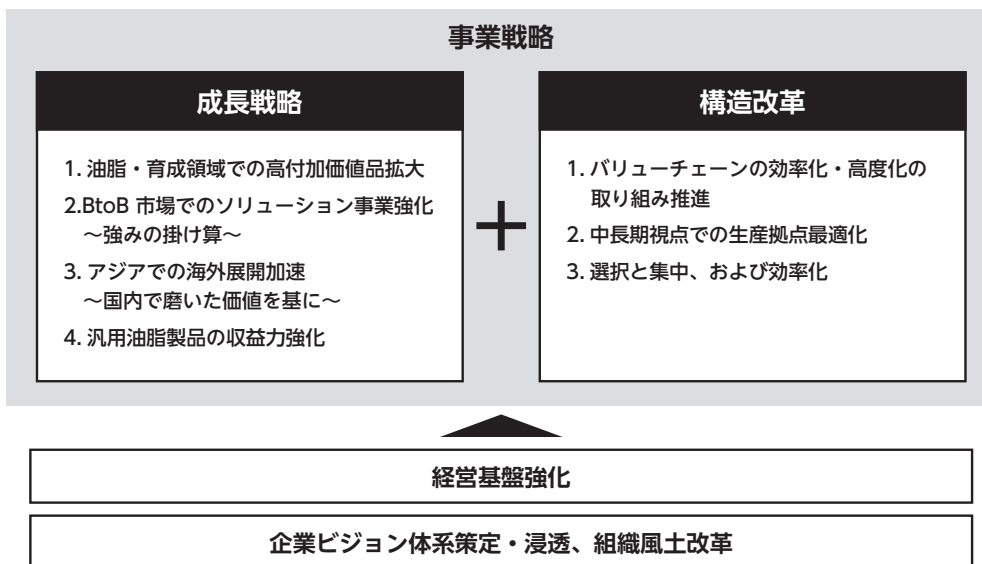
区 分 \ 期 別	第13期 平成26年度	第14期 平成27年度	第15期 平成28年度	第16期 (当事業年度) 平成29年度
売 上 高	百万円 193,884	百万円 187,329	百万円 180,225	百万円 183,361
営 業 利 益	百万円 4,193	百万円 4,634	百万円 5,468	百万円 4,005
経 常 利 益	百万円 4,796	百万円 5,357	百万円 5,832	百万円 5,137
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 3,105	百万円 2,973	百万円 3,258	百万円 4,127
1株当たり当期純利益	円 銭 18 66	円 銭 17 87	円 銭 195.91	円 銭 249.52
総 資 産	百万円 157,082	百万円 153,643	百万円 164,925	百万円 154,945
純 資 産	百万円 79,639	百万円 79,811	百万円 83,531	百万円 84,115
1株当たり純資産	円 銭 478.43	円 銭 479.58	円 銭 5,019.67	円 銭 5,107.63

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)によって算出しており、「1株当たり純資産」は期末発行済株式総数(自己株式控除後)によって算出しております。
2. 平成28年10月1日付で普通株式10株を1株の割合で併合したため、第15期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

(4) 対処すべき課題

製油・油脂事業におきましては、原料相場や為替変動が大きい環境下、不透明な状況が続いております。グローバルには、世界人口の増加による中長期的な食資源不足や、TPPやEPAの影響による既存のサプライチェーンの変化が想定されます。また、売上の大部分を占める国内市場におきましては、少子高齢化の進展、デフレ環境の継続により事業者間の競争は激しさを増していることに加え、食生活やライフスタイルの多様化、健康志向により、消費者ニーズの多様化と高度化はさらに進展しており、対処すべき課題はより複雑になっております。

当社グループは、それら諸課題を克服し、更なる成長を遂げるため、2017年度に第五期中期経営計画および企業理念「Joy for life 生きるをおいしく、うれしくしたい。」を発表いたしました。2018年度は第五期中計の第二年度として、成長戦略の推進と、推進に必要な経営資源創出のための構造改革という両輪の戦略と、それを支える経営基盤の強化を着実に進めてまいります。



<成長戦略>

油脂事業については、家庭用市場におけるオリーブオイルの用途拡大提案、業務用市場における長持ち汎用油「長調得徳[®]」の拡売や、調理側の手間・悩みを解決する調味油・機能油の提案を強化してまいります。ソリューション事業については、当社グループの持つ素材（油脂、スターチ、マーガリン、粉末油脂等）の強みを組み合わせ、おいしさを創造する提案を行ってまいります。

<構造改革>

バリューチェーンの効率化・高度化においては、味の素株式会社との包材共同調達によるコストダウン、物流構造の見える化による商品数の削減や生産効率の向上を進めております。設備投資・生産拠点再編においては、住吉工場閉鎖、倉敷工場新設に伴う搾油設備の改廃により、当社グループ全体の生産効率見直しと稼働率向上を進めます。

なお、2018年度におきましては、事業戦略における高付加価値化を中心とした成長戦略・構造改革を加速させるべく、開示事業セグメントを改定いたします。すなわち、製油・その他の2セグメントから、油脂事業、油脂加工品事業（マーガリン・粉末油脂）、食品・ファイン事業（スターチ・ケミカル・ファイン）の3セグメントとし、育成領域の成長をより明確に示してまいります。

<経営基盤強化>

ガバナンス強化や人事関連施策（人事制度改定、働き方改革や人材多様化等）、CSV（事業を通じた社会課題の解決への貢献）の取り組みを進めております。当社グループの製品は、調理の省力化や、時間が経ってもおいしく食べられる機能の提供等を通じて、社会課題の解決に貢献してまいります。

<企業理念>

これらの取り組みを一体となって進めるため、製油企業3社が統合し創立から14年目となる当社グループは、経営統合した価値を最大化し、改めて我々が進むべき方向性を示す新企業理念を策定いたしました。2020年度には、有形・無形の資産を有する油のおいしさに軸足を置き、油の価値を究めて強みを伸ばしていくことで人々の心を動かすおいしさを創造する「おいしさデザイン」企業の実現を目指してまいります。

目指すべき未来

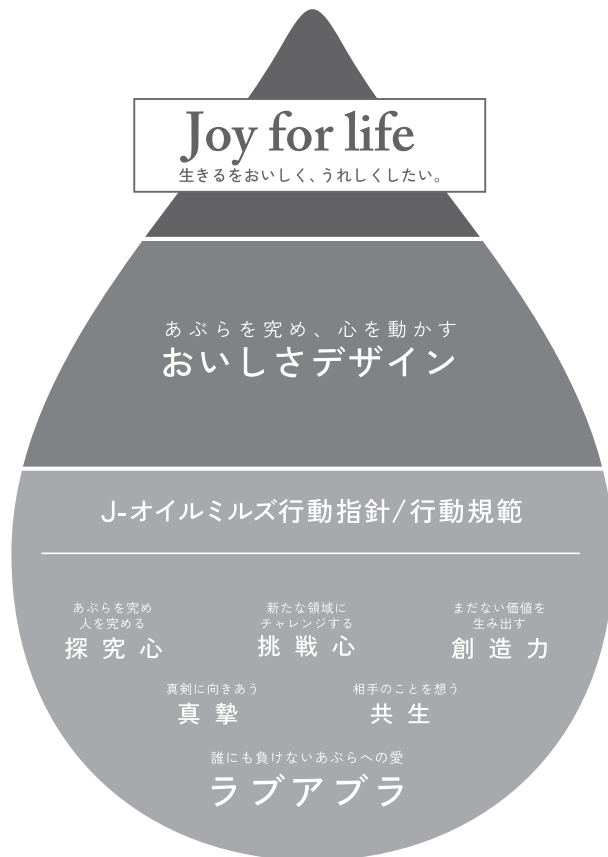
J-オイルミルズが目指すべき理想の未来を表した言葉。この未来に向かって努力し進化し続ける意志となります。

私たちの使命

今までも、そしてこれからも私たちが果たすべき社会的使命を表した言葉。他にない強みを活かし、新たな価値を創造していく原動力となります。

私たちの価値

私たちの先達が培った資産を受け継ぎ、誰にも負けないあぶらへの愛を重ね合わせて、日々の行動へと、つなげていくこと。そのすべてを私たち独自の価値として磨いていきます。



(5) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
製油事業	家庭用油脂・業務用油脂・加工用油脂 粉末油脂 マーガリン 油糧 (大豆ミール・菜種ミール・食品大豆)
その他	スターチ (コーンスターチ・加工澱粉) 飼料 健康食品 (栄養補助食品) ファイン (トコフェロール・ビタミンK2) SOYシート ケミカル (接着剤、ホルマリン) 不動産賃貸等

(6) 当社の主要な事業所

本社	東京都中央区明石町8番1号			
支社および支店	東京支社 北海道支店 関東甲信越支店 北陸支店 四国支店	(東京都中央区) (札幌市中央区) (群馬県高崎市) (石川県金沢市) (香川県高松市)	大阪支社 東北支店 名古屋支店 中国支店 九州支店	(大阪市北区) (仙台市青葉区) (名古屋市中区) (広島市中区) (福岡市中央区)
工場および事業所	千葉工場 静岡工場 神戸工場 若松工場	(千葉県美浜区) (静岡県清水区) (神戸市東灘区) (北九州市若松区)	横浜工場 浅羽工場 倉敷工場 坂出事業所	(横浜市鶴見区) (静岡県袋井市) (岡山県倉敷市) (香川県坂出市)
研究所	基盤研究所 商品開発研究所	(横浜市鶴見区) (横浜市鶴見区・横浜市戸塚区・静岡市清水区)		

(7) 重要な子会社の状況

会社名	本社	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 J-ウィズ	東京都中央区	百万円 20	% 100	油脂・油糧等の販売および損害保険代理業
日華油脂株式会社	東京都中央区	400	100	油脂の販売
株式会社 J-ケミカル	東京都中央区	90	100	接着剤・ホルマリン等の販売

(8) 従業員の状況

当社グループの従業員数	前期末比増減
1,079名	47名増

(注) 従業員数は、就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む他、臨時従業員を除く。）であります。

(9) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	百万円 3,040
農林中央金庫	2,960
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,570

(注) 1. 上記の他に、6金融機関によるシンジケート・ローン500百万円および9金融機関によるシンジケート・ローン5,000百万円の借入があります。
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日をもって、株式会社三菱UFJ銀行へ商号変更しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 54,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,754,223株（うち自己株式80,762株）
- (3) 株 主 数 21,754名（前期比2,203名増）
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	(持株比率)
	千株	%
味の素株式会社	4,526	(27.15)
三井物産株式会社	2,087	(12.52)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	447	(2.68)
東京海上日動火災保険株式会社	414	(2.49)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	411	(2.47)
J - オイルミルズ取引先持株会	334	(2.01)
株式会社みずほ銀行	271	(1.63)
三井住友海上火災保険株式会社	271	(1.63)
農林中央金庫	270	(1.62)
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	247	(1.48)

(注) 持株比率は、自己株式控除後の発行済株式総数によって算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役社長執行役員	八 馬 史 尚	マーケティング本部長 リスクマネジメント委員会委員長
取締役兼専務執行役員	善 当 勝 夫	営業本部長
取締役兼常務執行役員	近 藤 邦 彦	マーケティング本部副本部長
取締役兼常務執行役員	松 本 英 三	研究本部、生産本部管掌
取締役兼執行役員	立 見 健 一	コーポレート本部長 企業行動委員会委員長
取締役兼執行役員	小 玉 祐 司	生産本部長
社外取締役	栃 尾 雅 也	味の素株式会社取締役専務執行役員
社外取締役	今 井 靖 容	公認会計士今井靖容事務所代表（公認会計士） 株式会社三栄コーポレーション社外取締役（監査等委員）
社外取締役	新 宅 祐 太 郎	テルモ株式会社顧問 参天製薬株式会社社外取締役
社外監査役（常勤）	塩 田 良 晴	
監査役（常勤）	吉 田 哲	
監査役	野 崎 晃	野崎法律事務所代表（弁護士） アイペット損害保険株式会社社外監査役 イチカワ株式会社社外取締役
社外監査役	池 谷 修 一	公認会計士池谷修一事務所代表（公認会計士）

- (注) 1. 社外取締役新宅祐太郎氏は、平成30年3月23日より株式会社クボタの社外取締役を兼職しております。
2. 社外取締役栃尾雅也氏が取締役専務執行役員を務める味の素株式会社は、当社の筆頭株主であり、当社は同社との間で業務提携に関する基本契約を締結し、ブランド使用・一部販売ルートの利用・出向者受け入れ等、食用油脂事業に関する提携関係を築いております。その他の社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

3. 社外取締役今井靖容および新宅祐太郎の両氏、ならびに、社外監査役池谷修一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 社外監査役池谷修一氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役坂内昭夫、田島郁一、野崎晃の3氏および監査役田辺多聞、日下宗仁の両氏は、平成29年6月22日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	栃尾 雅也	当事業年度に開催した取締役会17回のうち16回に出席し、主に企業経営者としての豊富な経験・知見に基づき適宜発言を行っております。
社外取締役	今井 靖容	当事業年度に開催した取締役会17回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的知見に基づき適宜発言を行っております。
社外取締役	新宅 祐太郎	平成29年6月22日の就任後に開催した当事業年度の取締役会14回すべてに出席し、主に企業経営者としての豊富な経験・知見に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役	塩田 良晴	当事業年度に開催した取締役会17回および監査役会24回すべてに出席し、主に企業におけるリスク管理・企業法務全般を担った経験・知見に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役	池谷 修一	平成29年6月22日の就任後に開催した当事業年度の取締役会14回および監査役会14回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的知見に基づき適宜発言を行っております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 報酬等の額

区分	固定報酬		業績連動報酬				合計
			賞与		株式報酬		
	員数	金額	員数	金額	員数	金額	
	名	百万円	名	百万円	名	百万円	百万円
取締役	11	173	—	—	6	33	206
(うち社外取締役)	(3)	(15)	—	—	—	—	(15)
監査役	6	57	—	—	—	—	57
(うち社外監査役)	(4)	(31)	—	—	—	—	(31)

- (注) 1. 固定報酬には、平成29年6月22日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）および社外監査役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額（固定報酬および賞与）は、年額3億3千万円（うち社外取締役は年額2千5百万円）であります。（平成29年6月22日開催の第15回定時株主総会決議）
監査役の基本報酬限度額（固定報酬）は、年額9千万円（うち社外監査役は年額6千万円）であります。（平成29年6月22日開催の第15回定時株主総会決議）
3. 取締役（社外取締役を除く）の株式報酬は、平成30年3月末日で終了する事業年度から平成33年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度を対象としており、それに拠出する金銭の上限は3億9千万円、付与する当社株式の総数は19万5千株を上限としております。（平成29年6月22日開催の第15回定時株主総会決議）
株式報酬の金額は、当事業年度に付与した株式ポイント（1ポイント当たり当社株式1株に換算されます。）を取得価格（平均値）で換算したものであります。
4. 上記に加えて、当事業年度に係る退職慰労引当金繰入額11百万円（取締役7名に対して9百万円、監査役3名に対して2百万円、うち社外監査役2名に対して1百万円）があります。
なお、役員退職慰労金制度は、平成29年6月22日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって廃止しております。
5. 社外取締役1名は無報酬のため含まれておりません。
6. 平成29年6月22日開催の第15回定時株主総会決議に基づき、当事業年度において、退任社外監査役2名に対し12百万円の退職慰労金を支給いたしました。（この金額には、過年度の事業報告において開示した退職慰労引当金繰入額が含まれております。）
なお、同株主総会において、退任取締役坂内昭夫および田島郁一の両氏への退職慰労金贈呈が決議されておりますが、同日開催の取締役会において、引き続き坂内氏は執行役員、田島氏は常務執行役員にそれぞれ選任され、退職慰労金贈呈の時期については両氏が当該執行役員をそれぞれ退任した時とする旨決議されております。

② 役員報酬額の決定方針

- ・取締役（社外取締役を除く）の報酬に関する構成は次のとおりであります。
 - （i）定額の「固定報酬」
 - （ii）業績等によって支給額が変動する「業績連動報酬」のうち、事業年度ごとの連結業績等に基づく短期インセンティブ（賞与）
 - （iii）業績等によって支給額が変動する「業績連動報酬」のうち、4ヶ年にわたる中長期的な業績および当社株価に連動する長期インセンティブ（株式報酬）
- ・社外取締役の報酬に関する構成は次のとおりであります。
 - 定額の「固定報酬」
- ・監査役（社外監査役を含む）の報酬に関する構成は次のとおりであります。
 - 定額の「固定報酬」

（4）責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項ならびに当社定款第29条および第38条の定めに基づき、当社は、社外取締役今井靖容氏、新宅祐太郎氏および監査役野崎晃氏、社外監査役池谷修一氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令の定める最低限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の監査業務に係る報酬等の額
69百万円

(注) 1. 監査役会は、当事業年度の報酬等の額について、前事業年度における監査業務の遂行状況、当事業年度の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等につき確認・検討した結果、同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査については実質的に区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

- ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
76百万円

(3) 非監査業務の内容

- ・ 会計に関する助言・指導業務
- ・ 移転価格のマスタファイル作成業務
- ・ コンフォートレター作成業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任するものとします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性や信頼性に影響を及ぼす事由の発生により適正な監査が期待できないと認められる場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、企業価値の向上を図り、企業としての社会的責任を果たすため、当社グループの業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針を以下のとおり定めます。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 社会の信頼を得ることを目的とした「企業倫理規程」を制定し、また、当社の取締役、従業員等が遵守すべき社会的規範を定めた「J-オイルミルズ行動規範」を制定して、当社の企業倫理を確立します。
- ② 社長の指名する取締役を委員長とし、各部門の責任者および組合代表者が参加する企業行動委員会を設置して、コンプライアンス活動を統括します。
- ③ 社会的責任（CSR）経営を重視して、CSR意識の涵養、教育・啓発を目的としたCSR部を設置し、企業行動の遵法性、公正性、健全性を確保する活動を定期的に行います。
- ④ 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正するために、報告相談窓口として内部通報制度（ヘルプライン）についても規定し、取締役、従業員等がコンプライアンスに背く行為が行われ、また行われようとしていることに気付いた場合には、企業行動委員会に通報しなければならないと定めています。会社は通報者が不利益を被らないよう保護規定を設けています。
- ⑤ さらに、独占禁止法遵守にあたっては、特にそのガイドラインを策定し、取締役、従業員等を問わず、その周知徹底を図ります。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するために、財務部および監査部は、財務報告に係る全社的な内部統制の有効性評価を実施し、必要な是正を対象部門に指示します。
- ⑦ これらの継続的な周知・教育活動として、当社グループの各部門において必要な研修を定期的実施します。

- ⑧ これら内部統制システムに関連する各部門での活動を円滑に進めさせることを目的としたガバナンス推進部を設置し、内部統制に関連する活動が、当社グループ全体として、横断的かつ有効に機能するよう方向付けるとともに、業務活動の質の向上を図ります。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規則」、「文書管理規程」、「情報取扱規程」において定められた保存期間・書類にて保存します。また、必要に応じ取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な状態で管理する体制を整備します。

- (I) 株主総会議事録と関連資料
- (II) 取締役会議事録と関連資料
- (III) 社長が招集する経営会議議事録と関連資料
- (IV) 取締役が主催する重要な会議の議事の経過の記録と指示事項と関連資料
- (V) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会の指揮監督の下、各本部が重点対応リスクを抽出したうえ具体的対策を講じ、それに基づき行動し、その評価を次年度に反映させるべくPDCAサイクルを回し、そしてその進捗状況を定期的に報告することにより、当社を取り巻くリスクを適切に管理することに努めます。また、危機が発生した場合には、「リスクマネジメント委員会規程」に基づき、必要に応じて対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して円滑かつ迅速に対応し、適切な解決を図ります。
- ② また、特に反社会的勢力に対しては、その要求には絶対に応じないこと、その活動・運営を助長する取引をしないことを基本方針として、組織全体として対応するものとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、「取締役会規則」に基づき原則月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款で定められた事項および経営方針その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する機関とします。
- ② 全ての常勤取締役および社長の指名する者が出席する経営会議を原則毎月3回開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行います。
- ③ 組織、職制、指揮命令系統、業務分掌等を定めた「業務執行規程」、「分課分掌規程」等に基づく職務執行上の責任体制を確立することにより、職務の効率的な執行を図ります。
- ④ 経営方針を踏まえた経営計画を定め当社が達成すべき目標を明確化するとともに、これに基づく全社および各本部、各部門等の年度計画を策定し、業績管理を実施します。

(5) 次に掲げる体制その他のJ-オイルミルズグループにおける業務の適正を確保するための体制

- (A) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
グループ会社の経営に関しては、その独自性や自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社の経営会議において協議することとします。
- (B) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社のリスクマネジメント委員会の指揮監督の下、各グループ会社が各社の重点対応リスクを抽出したうえ具体的対策を講じ、それに基づき行動し、その評価を次年度に反映させるべくPDCAサイクルを回し、そしてその進捗状況を定期的に親会社に報告することにより、グループ会社を取り巻くリスクを適切に管理することに努めます。また、危機が発生した場合には、「リスクマネジメント委員会規程」に基づき、必要に応じて対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して円滑かつ迅速に対応し、適切な解決を図ります。

- (C) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 業務の適正と効率性を確保するために、「関係会社運営規程」で指定した当社の規程類を、グループ会社にも適用します。
 - ② グループ会社の経営計画および年度計画の審議や、月次ベースでの連結業績の迅速・正確な把握を通じて、グループ会社の事業活動の健全性および効率性を確保します。
- (D) 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は「関係会社運営規程」に定めるところにより、「企業行動規範」、その遵守を規定した「企業倫理規程」、監視するための企業行動委員会、リスクマネジメント委員会等を国内外のグループ会社にも一様に適用し、法令および定款に適合する業務執行を確保します。
 - ② 監査役は、必要に応じて、グループ会社の稟議書およびその他の重要事項を閲覧または謄写できます。
 - ③ 監査部によるグループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査します。

(6) 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (A) 監査役を補助すべき使用人に関する事項
- ① 監査役を補助するため、監査役室を設置し、1名以上の専任者を配置します。監査役を補助する従業員（以下「監査役室スタッフ」といいます－兼務者を含む）は監査役の指揮命令下で職務を遂行します。
 - ② 監査役室スタッフの評価は常勤監査役が行い、人事異動および賞罰については、監査役会の同意を得るものとする。取締役からの独立性を高め、監査役の指示の実効性を確保します。
- (B) 監査役への報告に関する体制
- ① 取締役・従業員等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役に報告します。
 - ② 監査役が、取締役会のほか重要な会議への出席や関係書類の閲覧を行うことのできる体制を整備します。また、取締役および従業員等は、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果に関し、監査役に必要な事項または監査役が要請した事項を適宜報告します。この重要事項には、コンプライアンスおよびリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含みます。

- ③ グループ会社の取締役、監査役、および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役に報告します。
 - ④ 当社監査役とグループ会社監査役は、適宜情報交換を実施します。
 - ⑤ 公益通報に関する情報はガバナンス推進部より監査役に報告することとします。
 - ⑥ ①②③の報告をした者に対しては、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをしないことを確保するための体制を整備します。
- (C) 監査費用の処理に係る方針
- 監査役の職務の執行に必要な費用を負担します。当該費用には、往査に必要な費用のほか、監査意見を形成するために独自の外部専門家（法律・会計・税務等）を活用する場合の費用を含みます。また、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求があった場合には、速やかに当該費用または債務を処理します。
- (D) その他監査役監査が実効的に行われることを確保する体制
- ① 監査役会の要請がある場合には、監査役会が法律・会計・税務等の専門家を選任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。
 - ② 監査役は、必要に応じて、当社および当社グループ各社の各種会議、打合せ等へ出席することができます。また、全取締役、執行役員および部長層からの業務報告の聴取、ならびに、各事業所や関係会社への往査を実施することができます。
 - ③ 監査役は、監査役会が策定する監査計画にもとづき、業務執行担当取締役および重要な従業員等から個別に職務執行状況を聴取することができます。
 - ④ 監査部は、監査役会に対し、定期的に内部監査の状況を報告するとともに意見交換を行い、監査役からの要請がある場合には、監査役の監査に協力します。
 - ⑤ 監査役会は、代表取締役、社外取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催します。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

平成29年11月に、新たな企業理念の策定に伴う行動規範の改訂と、消費者庁のガイドラインの改定に伴う「企業倫理規程」のヘルプラインに関する規定の改訂を実施しました。なお、ヘルプラインには社外窓口が設置されており、英語による海外からの通報にも対応しております。また、グループ全従業員に対して改訂内容を反映したハンディタイプの行動規範を配布し、平成30年1～3月に実施したCSR研修において、これらの周知を図っております。さらに、年2回開催される企業行動委員会において、各統括部署における行動規範への取組み状況を確認しております。

(2) 意思決定・業務執行に係る情報管理

株主総会や取締役会をはじめ、経営会議・企業行動委員会・リスクマネジメント委員会等の重要会議については、議事録を作成のうえ、法令や社内規程に基づき、適切に保管しております。

また、重要な業務執行に関する意思決定は社内稟議規程に基づき、適切な決裁手続きが取られている事を確認しております。

(3) リスクマネジメントに関する取組み

年3回開催しているリスクマネジメント委員会において各本部の重点対応リスクに関する中間状況報告および年度末評価を実施し、PDCAサイクルによりリスク管理を実施しております。

また、リスク評価の結果から、1) BCPの推進、2) 業務委託先のリスクマネジメント体制の強化、3) 商品等への風評リスク対策および体制の強化、について重点的に対応しました。

(4) 職務執行の効率性に関する取組み

コーポレートガバナンスコードに則り、取締役会の実効性向上に向けた各種取組みを行いました。また、その評価については、これまで行ってきた取締役・監査役全員を対象にした記名式アンケートに加えて、各取締役・監査役へのヒアリング、外部有識者への意見聴取を実施するとともに、これらの結果について取締役会での議論を行いました。今後も更なる実効性向上に向けてPDCAを回しながら取り組むことを確認いたしました。また、当事業年度を初年度とする4ヶ年の第五期中期経営計画を策定し、その進捗状況を管理しております。

(5) グループ全体での内部統制に関する取組み

グループ会社毎に業務運営を管掌する担当部署を明確にし、取締役設置会社は当社から取締役を派遣し、業務執行状況を確認しております。また、グループ会社の重要案件については当社の経営会議にて承認を得ております。

さらに、平成28年度より平成29年度にかけて、各グループ会社において以下を検討・実施し、そのモニタリングを行っております。

(Ⅰ) 関係会社運営規程に記載された各規程の整備

(Ⅱ) 分課分掌規程上の担当部署への定期的報告

また、企業行動委員会およびリスクマネジメント委員会は、グループ会社まで対象範囲として活動しております。

(6) 監査役監査の実効性確保に関する取組み

監査役は、取締役会・経営会議・企業行動委員会・リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べております。さらには、代表取締役とは毎月定例会議の実施、各取締役とは年2回の定例監査、また必要に応じた各部門長等からのヒアリングを実施しております。なお、監査部からは毎月定例会議にて監査報告を受け、会計監査人からは四半期監査報告を受けるとともに、随時、意見交換を図るなどして、監査の実効性を高めています。また、平成29年7月より監査役室を設置、室長として専任者を配し、兼務の監査役補助者と2名体制で監査役の職務を補助しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。この基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本買収防衛策」といいます。）を導入しております。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、経営支配権の移転を通じた企業活動の活性化の意義を否定するものではなく、当社株式の大規模買付についての判断は、最終的には当社株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

特に、当社の企業価値の源泉は、主として、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えておりますが、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社の企業価値の源泉は、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えており、具体的には以下の6点を挙げる可以做到。

- (i) 安全で安心な製品に対する信頼
- (ii) 安全な製品を生み出す高度な技術力
- (iii) 安定供給による信頼
- (iv) 高付加価値・高品質の製品を生み出す研究開発力
- (v) 長年培った販売力
- (vi) 従業員

① 中期経営計画

当社は、これら当社の企業価値の源泉を今後も維持・発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えており、また、中期経営計画を策定することにより、企業価値の発展を図っております。

2017年度を初年度とする4ヶ年の第五期中期経営計画においては、4つの成長戦略と3つの構造改革を事業戦略の基本方針とし、その事業戦略を支えるべく、経営基盤の強化および企業ビジョンの浸透と組織風土改革を行います。

② コーポレート・ガバナンス

また当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上のための重要な仕組みとして、従来よりコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。

当社は経営効率化のために執行役員制度をとり、原則として月に3回開催される経営会議における意思決定に基づき各執行役員が業務を執行しております。業務執行および意思決定のうち重要なものについては、毎月開催される取締役会に付議・報告され、その監督に服するものとしております。

取締役のうち3名は非常勤の社外取締役（うち独立社外取締役2名）であり、取締役会での審議に当たり、客観的な意見を述べております。

監査役会は、常勤の監査役1名、常勤の社外監査役1名、非常勤の監査役1名、非常勤の社外監査役1名の4名からなり、各監査役は、毎月開催される取締役会に出席して取締役の意思決定・業務執行を監視・監督しております。また、常勤監査役は経営会議にも出席し、取締役による業務執行を適法性・適正性の観点から監視・監督しております。

このように当社では、経営上の意思決定および業務執行につき、取締役会および監査役会による監視・監督により、適法かつ適正な業務執行が行われるような仕組みをとっておりますが、今後更にコーポレート・ガバナンスの充実に図り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させていく所存であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

① 本買収防衛策の目的

本買収防衛策は、当社株式の大量取得行為が行われる場合の当社における手続を定め、このような大量買付に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会を確保することにあります。

これにより、当社の企業価値の源泉である、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力等が害されることを防止し、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

② 本買収防衛策の概要

本買収防衛策は、有事の際に対抗措置を発動する可能性を事前に予告する事前警告型買収防衛策です。具体的には、次のような内容を有しています。

- (i) 当社が発行者である株券等について、20%以上の買付その他の取得等を行うことを希望する買付者等は、あらかじめ買付等の内容の検討に必要な情報を当社に対して提出していただきます。
- (ii) 独立委員会は、当社取締役会に対し、上記買付等の内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）等を提出するよう求めることができます。
※独立委員会は、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者）で、当社経営陣から独立した者のみから構成されます。
- (iii) 独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。
- (iv) 買付者等が、本買収防衛策の手続を遵守しない場合や当社の企業価値または株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の判断を経た上、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。

- (v) 上記（ii）乃至（iv）にかかわらず、当社取締役会は、（a）買付者等が本買収防衛策に定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、（b）新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、独立委員会における手続の他、株主意識確認株主総会を招集して、当該株主総会において、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。
- (vi) 本買収防衛策に基づく対抗措置として、新株予約権を割り当てる場合には、当該新株予約権に、買付者等およびその関係者による権利行使は認められないという行使条件、および当社が買付者等およびその関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されることが予定されています。
- (vii) 本買収防衛策の有効期間は、平成32年3月期に関する定時株主総会終結の時までとします。

（4）上記の取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 本買収防衛策が基本方針に沿うものであること

本買収防衛策は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

② 本買収防衛策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、本買収防衛策は、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (i) 経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の要件を完全に充足し、また、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定められる買収防衛策の導入に係る尊重事項を全て充足していること。さらに、本買収防衛策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえていること。
- (ii) 株主意識を重視するものであること。
- (iii) 独立性の高い社外者の判断を重視し、適時適切な情報開示を定めていること。

- (iv) 合理的な客観性要件を設定していること。
- (v) 外部専門家の意見を取得することとしていること。
- (vi) 当社取締役の任期は1年であること。
- (vii) デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）やスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではないこと。

以上

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	154,945	負 債 の 部	70,830
流 動 資 産	75,992	流 動 負 債	40,398
現金及び預金	2,856	支払手形及び買掛金	14,796
受取手形及び売掛金	33,981	短期借入金	10,950
商品及び製品	14,543	1年内返済予定の 長期借入金	1,000
原材料及び貯蔵品	19,915	未払法人税等	1,429
繰延税金資産	1,339	未払消費税等	34
その他の 貸倒引当金	3,361 △4	賞与引当金	888
固 定 資 産	78,886	その他の 他	11,299
有 形 固 定 資 産	61,271	固 定 負 債	30,432
建物及び構築物	14,529	社 債	12,000
機械装置及び運搬具	21,570	長期借入金	6,940
土地	21,173	リース債務	1,706
リース資産	1,913	退職給付に係る負債	3,091
建設仮勘定	1,641	役員退職慰労引当金	17
その他	443	役員株式給付引当金	60
無 形 固 定 資 産	976	環境対策引当金	98
投資その他の資産	16,638	長期預り敷金保証金	2,319
投資有価証券	15,435	繰延税金負債	3,337
長期貸付金	2	その他の 他	861
退職給付に係る資産	652	純 資 産 の 部	84,115
その他の 他	683	株 主 資 本	78,878
貸倒引当金	△134	資 本 金	10,000
繰 延 資 産	67	資 本 剰 余 金	31,633
社債発行費	67	利 益 剰 余 金	38,324
		自 己 株 式	△1,079
		その他の包括利益累計額	5,182
		その他有価証券評価差額金	5,456
		繰延ヘッジ損益	△120
		為替換算調整勘定	108
		退職給付に係る調整累計額	△262
		非支配株主持分	54
資産合計	154,945	負債及び純資産合計	154,945

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	183,361
売上原価	153,098
売上総利益	30,262
販売費及び一般管理費	26,257
営業利益	4,005
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	974
持分法による投資利益	203
雑収入	138
営業外費用	
支払利息	123
支払手数料	24
雑支出	37
経常利益	5,137
特別利益	
固定資産売却益	6
投資有価証券売却益	3,251
関係会社株式売却益	16
特別損失	
固定資産売却損	3
固定資産除却損	288
減損損失	1,686
工場再編費用	328
役員権評価損	5
環境対策引当金繰入額	9
リース解約損	4
税金等調整前当期純利益	6,086
法人税、住民税及び事業税	2,295
法人税等調整額	△353
当期純利益	4,144
非支配株主に帰属する当期純利益	16
親会社株主に帰属する当期純利益	4,127

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
資産の部	149,512	負債の部	70,339
流動資産	72,458	流動負債	40,338
現金及び預金	2,207	買掛金	12,822
受取手形	522	短期借入金	10,950
売掛金	31,274	1年内返済予定の借金	1,000
商品及び製品	14,405	長期借入金	2,835
原材料及び貯蔵品	19,912	未設備関係未払金	2,779
前払費用	303	未払法人税等	4,209
繰延税金資産	1,221	前払法人税	1,294
短期貸付金	3	預り金	17
その他	2,605	賞与引当金	837
		りそ	206
		その他	179
固定資産	76,987	固定負債	30,001
有形固定資産	61,331	社長期借入金	12,000
建物	9,067	退職給付引当金	6,940
構築物	5,269	役員株式給付引当金	2,840
機械及び装置	21,513	環境対策引当金	60
車両運搬具	2	繰延税金負債	98
工具、器具及び備品	424	繰延税金負債	3,899
土地	21,933	繰延税金負債	1,704
建物	1,911	繰延税金負債	467
建設仮勘定	1,208	繰延税金負債	1,597
無形固定資産	971	繰延税金負債	393
特許権	0	繰延税金負債	
ソフトウェア	937	繰延税金負債	
施設利用権	33	繰延税金負債	
投資その他の資産	14,684	純資産の部	79,172
投資有価証券	10,237	株主資本	74,474
関係会社株	3,341	資本	10,000
出資	8	資本剰余金	43,717
長期貸付金	2	資本準備金	32,393
長期前払費用	5	その他資本剰余金	11,323
その他の金	1,520	利益剰余金	21,721
貸倒引当金	△133	利益準備金	2
投資損失引当金	△296	その他利益剰余金	21,718
		固定資産圧縮積立金	223
		繰越利益剰余金	21,495
		自己株式	△963
繰延資産	67	評価・換算差額等	4,697
社債発行費	67	その他有価証券評価差額金	4,818
		繰延ヘッジ損益	△120
資産合計	149,512	負債及び純資産合計	149,512

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	174,219
売上原価	146,635
売上総利益	27,584
販売費及び一般管理費	24,410
営業利益	3,173
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	1,152
雑収入	131
営業外費用	
支払利息	80
社債利息	47
支払手数料	24
雑支出	31
経常利益	184
特別利益	4,273
固定資産売却益	6
投資有価証券売却益	3,248
関係会社株式売却益	16
特別損失	
固定資産売却損	3
固定資産除却損	239
減損損失	216
工場再編費用	328
役員権評価損	5
リース解約損	4
環境対策引当金繰入額	9
税引前当期純利益	806
法人税、住民税及び事業税	2,027
法人税等調整額	△84
当期純利益	1,942
	4,796

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

株式会社 J-オイルミルズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 晶 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 天野 清彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社J-オイルミルズの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社J-オイルミルズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

株式会社 J-オイルミルズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 晶 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 天野 清彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社J-オイルミルズの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、平成29年6月22日開催の監査役会に於いて監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役からその活動状況、活動結果の報告に基づき監査役間で意見交換を行ったほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況につき報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担に従い、取締役、執行役員、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議、企業行動委員会、リスクマネジメント委員会、品質環境会議等重要な会議に出席するとともに、代表取締役と定期的に意見交換を行ったほか、取締役、本部長、その他の執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。更には、重要な会議議事録及び稟議書等の決裁書類を閲覧し、本社、工場、研究所、支社・支店等主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 子会社及び主な関連会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じ事業の状況や職務の執行状況についての報告を受けました。
 - ③ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、監査部と定期的に会議を実施し、内部監査の実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号（会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）イの基本方針の内容及び同号口の取組みの具体的内容につき、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ⑥ 財務報告に係る内部統制については、取締役及び監査部、新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受けました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号（会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）イの基本方針の内容については、指摘すべき事項はありません。同じく同条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ 財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点に於いて開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月17日

株式会社 J-オイルミルズ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 塩 田 良 晴 ㊟

常勤監査役 吉 田 哲 ㊟

監 査 役 野 崎 晃 ㊟

監 査 役（社外監査役） 池 谷 修 一 ㊟

以 上

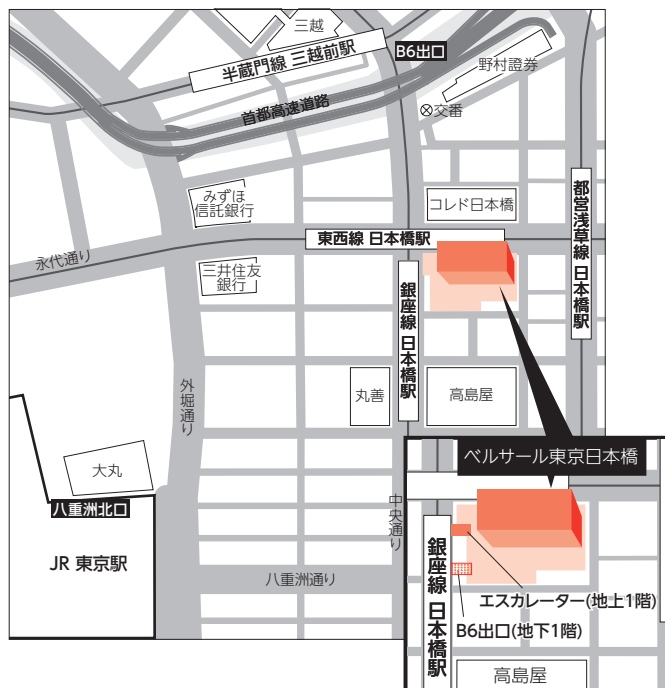
株主総会会場ご案内図

開催日時 平成30年6月29日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 地下2階 イベントホール

※日本橋駅よりお越しの方は地下1階のB6出口より、三越前駅・東京駅よりお越しの方は地上1階より、それぞれ下りエスカレーターで地下2階へお越しください。

※会場には、本総会専用の駐車場・駐輪場の用意はございませんので、ご了承ください。



交通のご案内 日本橋駅（銀座線、東西線、浅草線） B6出口直結
三越前駅（半蔵門線、銀座線） B6出口より徒歩3分
東京駅（JR線） 八重洲北口より徒歩6分

◎当日は、お土産（当社商品）をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お1人様につき1個とさせていただきます。